

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015. 07

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 建設業界バトンタッチシリーズ 夏の実力テスト

- Q1.業務が多忙のため、下請けに出しました。紹介料などはいっさい発生していません。
これは一括下請けの禁止に該当しない → YES or NO
- Q2.経営業務の管理責任者の要件 5 年を満たしたので、塗装の許可取得を検討しています、
足場の組立てが必要になることも想定し、鷹の許可も併せて申請を検討しています、
経営経験は合計で 10 年必要になる → YES or NO
- Q3.同業の他社で 15 年働いていた社員が、3 年前に我が社へ入社してきました。
実務経験 10 年を活かして、専任技術者として登録したいのですが、
我が社に入社して 3 年しか経過していないため、専任技術者にはなれない → YES or NO
- Q4.役員に自己破産をした者がいる場合、建設業許可申請は出来ない → YES or NO
- Q5.愛知県に事務所があり、数メートル先に資材置場をおき、この資材置場が県をまたぐ場合には、
知事許可ではなく大臣許可が必要である → YES or NO

※回答は次のページ下部にて記載あり

回答は YES or NO 形式ですが、回答の解説が気になる方をセミナールームにて募集。
また、バトンタッチと題しましたが、次期社長候補はじめ、これから許可を検討中の方、
許可とりたてほよほよの方、経理事務の女性社員さんにも、聞きやすい内容です。
定員 24 名満員御礼ありがとうございます。

しかし沢山の方に聞いて頂きたい内容です、まだまだ参加者を募集しています。

窮屈（きゅうくつ） ですが、退屈（たいくつ） はさせません！

身近な距離でお伝えします(#^.^#)

**7/10（金） 18:00~19:30 建設業バトンタッチシリーズ ~1~
【現場で違反しない為の建設業法】 別紙案内参考に！**

★運送業★

許可後の巡回指導が早まります！

～新規参入の方だけじゃありませんよ！あなたのところは大丈夫？～



一般貨物自動車運送事業の運輸開始後、約半年以内に帳票類の管理方法のアドバイスの為に適正化事業実施機関による巡回指導がきます。

平成27年6月以降に許可申請をした事業所へは**運輸開始後3カ月以内に巡回**にまわることになりました！

この背景にあるのは、**営業所・休憩室・自動車車庫が許可申請通り適正に使用されていない事業所が多いこと**にあります。ついこの前の許可申請ではA町で出していたのに・・・巡回はB町？実態はどこ？なんていうことがちらほら。

「巡回指導の案内が来たんだけど、急いで営業所移転の認可申請出して～」と言われることがあります。…が、調べると、その場所では都市計画法上営業所として通らないことがあります。

必ず**使用する前、契約前**にご相談ください。

適切な場所以外で施設を使用していると・・・

法第9条第1項第2号 営業所の位置の違反

第4号 自動車車庫の位置及び収容能力違反

どちらの場合も、ともに

初違反 20日車 再違反40日車



巡回の通知が届いたものの、どうしても都合がつかない・・・という方がいらっしゃいますが、日程変更は一度のみ。**二回目の変更で即監査対象**となりますのでご注意ください。

実際にあった例

・プレハブを置いて勝手に点呼場兼営業所にしていたがその場所で営業所の認可を受けようとしたA社。手続きの為に調べたら、市街化調整区域（畑）であり、申請不可能であった。

→当然、**貨物自動車運送事業法にも抵触しますが、都市計画法違反、建築法違反**です！

（※農転等で申請できる場合もあります）

・契約した営業所、車庫との距離が10km以上離れていた！

→**貨物の場合は直線10km以内 旅客の場合は直線2km以内**です

・契約し、使用していた車庫の出入口が角にあり申請不可だった

→出入口は角に設けることができません

交差点や急坂も同様出入口の端から5m以上離れていなければなりません



この他にも通学路が車庫の出入口に被っていた等で**認可が厳しかったり、条件付きの認可**となる場合もあります。**必ず移転や新設の際にはご相談ください！**

※ 建設業界 夏の実力テスト 回答 Q1.NO Q2.NO Q3.NO Q4.YES Q5.NO

★産 廃★

犬山市 新条例制定！？

今、犬山市のとある産業廃棄物処理業者さんが今問題になっているそうです。



廃掃法には**なんの問題もなく**許可を取得して事業を行っていますが、建設段階で産廃処理施設とは別の用途と**ウソの話**をしていたようで、稼働が始まってから**近隣住民の大反対が勃発！！**苦情を受けた犬山市は**県への情報開示請求**をして、内容の確認など対応に追われているそうです。不思議に思われる方も多いかもかもしれませんが、県から市に対して「**おたくのココに産業廃棄物処理施設の申請が出ているよ**」なんて情報は下りてきません。

犬山市の条例を確認してみると、保管面積に対する条例はあるものの、事前協議しなければならないという条例はありません。しかし産業廃棄物処分業の許可申請または変更届を愛知県に提出する際、必ず**他法令確認**というものがが必要です。廃掃法以外の**環境関連法**、該当する**自治体の条例等**に抵触していないか確認を行い、確認先の窓口担当者の名前まで記載しなくてはいけないものです。

その行為を業者が行わなかったのか、行政窓口の記録が無かったのか・・・

法律や条例がつくられる経緯には必ず、「**何か問題が起きたから**」というのがつきものです。

今回の件で、犬山市は新たに条例を制定し、**事前協議**や**近隣住民への説明会**を義務付ける方針だそうです。

犬山市内で処分業をお考えの方（施設の追加等も）、今後はさらに時間がかかることが予想されます。早めにご相談ください。



6月9日 愛産協名古屋支部の不法投棄撲滅運動に参加し、金山駅でウェットティッシュ配りをしました。

単なるティッシュだけでなくウェットティッシュを配布するというアイデアは拡散の面で大きく功を奏していると思いました。ポイ捨ては**廃掃法**や**軽犯罪法**、**道交法**など様々な法律で罰せられます。

また、各自治体でポイ捨てに関する条例を設け、罰則もさまざまです。

昔に比べると空き缶や吸い殻など、落ちているのを見かけることが少なくなったようにも感じますが、目を凝らしてみるとやはり少なからず落ちています。空き缶や空き瓶などのポイ捨ては大きな事故にもつながりかねません。誰もがキレイで安全な街に住みたいと願っています。

役員変更、車両変更もお忘れなく

事業年度が終わり、税申告も終了された事業所様が多いことと思います。

役員の交代があった事業所様は、変更届はお済ですか？ また、車両の変更があった場合も届出が必要です。変更後10日以内の届出が法律で義務付けられています。

ご心配な事業所様は一度ご連絡ください。

最近は、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって、道路が壊される事故が増えています。



★特殊車両通行許可★

悪質な過積載の即時告発

千葉県の実験自動車道で基準よりも2倍以上重たい過積載の車両を走らせた**運送会社と運転手**が道路法違反の疑いで**刑事告発**されました。

国交省は2月から悪質な違反車両を見つけた場合、道路管理者がすぐに刑事告発を行うように求めています。事故に至らずに刑事告発するのは**全国で初めて**です。

罰則は、道路法第104条違反で「**100万円以下の罰金**」に該当します。

重量を違法に超過した大型車両(**車両総重量20tを超える違反車両**)が道路橋の劣化に与える影響は**全交通の約9割**を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。

軸重20t車が道路橋に与える影響は、軸重10t車の**約4,000台に相当!!**

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化

→現地取締りで違反を確認した場合は告発

取締りの方法は、現地取締りに加え**車両重量自動計測装置**が導入されています。

車両重量自動計測装置とは、走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動計測。国道事務所に聞いたところ、過積載でなくても荷のバランスが悪く軸に負荷がかかっている場合、違反として記録されるとのことです。もちろん軸重超過でも道路に掛ける負担は大きく、過積載にだけではなく、積荷のバランスにも注意しなくてはなりません。



★風営★ クラブの24時間営業が可能に

ダンス営業の規制を緩和した改正風営法が17日、成立しました。

大音量の音楽を流して客に踊らせ、酒も提供するクラブのうち一定の明るさを確保した店は**24時間営業を可能**とし、**ダンス教室は許可制を廃止**。

来年6月までに施行される見通しです。クラブが24時間営業できる地域は条例で決めるため、都道府県条例が今後改正されます。改正風営法は、条文から「**ダンス**」の文言を削除し、踊らせる業態を捉えた規制を撤廃。店内の明るさ(照度)や営業時間などに応じた規制に改めました。

店内の明るさは、休憩中の映画館と同程度の10ルクスを超えていれば、「**特定遊興飲食店**」として新たに規制。繁華街やホテル高層階など、指定された地域と場所での24時間営業を認める。ただ、営業時間は条例で制限も可能で、**許可制**や**18歳未満の深夜(午後10時以降)入店禁止**は維持する。



10ルクス以下のクラブは引き続き風俗営業として規制するが、原則午前0時までの営業時間は条例で延長や制限ができ、クラブは住民に迷惑を掛けない措置を取り、受けた苦情を記録することを義務付けられます。

10ルクス以下のクラブは引き続き風俗営業として規制するが、原則午前0時までの営業時間は条例で延長や制限ができ、クラブは住民に迷惑を掛けない措置を取り、受けた苦情を記録することを義務付けられます。

改正風営法によるクラブの規制

店の形態	音楽レストラン	低照度飲食店	特定遊興飲食店
	クラブ	クラブ	クラブ
営業時間	午前6時～翌午前0時	原則、午前6時～翌午前0時 (条例で延長、制限できる)	原則、24時間可能 (条例で制限できる)
許可	不要	必要	必要
照度	—	5ルクス超～10ルクス以下	10ルクス超
営業地域	—	条例で禁止地域を指定 (住宅街、学校、病院などの周辺)	条例で営業可能な地域を指定 (※住宅街、学校、病院などの周辺は禁止方針) ホテルの高層階などは可能
18歳未満の入店	午後10時以降禁止 (保護者の同伴なければ)	禁止	午後10時以降禁止
面積	—	※33㎡以上	※33㎡以上

※は政令や規則で整備